

国家外貨管理局外債管理改善に関する関連問題についての通知

(2005年10月21日 国家外貨管理局 発布) 匯発[2005]74号

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波市分局；各中資外貨指定銀行

国内企業が合理的で秩序だった外資利用を促進し、外債管理を改善するため、「中華人民共和国外貨管理条例」、「外債統計監測暫行規定」および「外債管理暫行弁法」ならびにその他関連法律規定に従い、今ここに関連問題について以下のとおり通知する。

一、国内企業 180 日以上かつ 20 万 US\$ 以上の延払金は外債登記管理の対象とする

国内企業は 2005 年 12 月 1 日以降新たに締結した輸入契約において、未払金額 20 万 US\$ 以上かつ、契約上あるいは実際の支払期限が 180 日以上かつ延払金については、輸入企業は通関後 15 日営業日以内に所在地の国家外貨管理局分支局（以下、「外管局」と称す）において延払金の外債登記を行い、「外債調印情況表」を受け取る。

以上の条件に符合する延払いに対して銀行は「外債調印情況表」と関連輸入項目の代金支払伝票により輸入項目の支払いを行う。その対外支払金額は「外債調印情況表」に登録した元本・利息を超えてはならない。

外管局は企業の延払外債登記の申請時に、その延払残額が外管局の認定した延払限度額を超過していないか審査・確認する。別段の規定のあるものを除き、企業の延払限度額については所在地の外管局は企業の前年度輸入支払総額の 10% に確定する。大型設備、長期供給契約等特別需要のある輸入貿易貸付や新設企業の繰延払額については、所在地外管局は企業の実際の需要に基づき年度ごとに限度額を確定し、併せて、国家外貨管理局へ報告記録する。

上述の規定に基づく外債登記手続済みの繰延払いについては「輸入代金の延払いおよび先日付払いの管理強化問題に関する通知(匯発[2005]8号)」の内容である繰延払登記手続きを重ねて行う必要はない。

銀行は毎月初 10 営業日以内に企業所在地の外管局に「繰延払項目利息明細表(附表 1; 略)」を報告しなければならない。

二、特殊類外商投資企業の外債管理規範について

(一) 外国投資者の出資比率が 25% 未満の外商投資企業が、外債を借入れる場合は国内中資企業の借入れに関する規定に従う。

本通知実施以前に外債を借入れ、かつ、外管局に登録手続済みの上述の外商投資企業は、外貨管理局において外債管理規定に従い元利支払批准手続きを行う。

(二) 政府主管部門が批准済みの投資総額と登録資本金が等しい、あるいは、投資総額が不明な外商投資企業は、元の審査認可部門に対して改めて投資総額と登録資本金の申請を行い、その後、“投資総額と登録資本金の差額(原文; 投注差)管理の原則”に従い外債の借入れを行う。

- (三) 外商持株会社に関する外債規模は以下の原則に従い管理する。
登録資本金が 3000 万 US\$ 以上の場合、その企業の短期外債残高と中長期外債累計発生額の合計が出資済資本金額の 4 倍を超えることはできない。
登録資本金が 1 億 US\$ 以上の場合、その企業の短期外債残高と中長期外債累計発生額の合計が出資済資本金額の 6 倍を超えることはできない。
- (四) 商務部発布の「外商投資リース企業管理弁法」に従い、外商投資リース企業のリスク資産総額（リスク総資産額＝総資産－現金－銀行預金－国債－委託貸付資産）は純資産総額の 10 倍を超えることはできない。外商投資リース会社の借入れた外債は全てリスク資産に計上される。

外管局は外商投資リース会社の外債登記を受理する際や外債の人民元転申請時には、当該企業が提出する会計事務所監査済貸借対照表および関連データを厳格に審査し、併せてリスク資産総額が純資産総額の何倍となるかを算定しなければならない。上述の規定を超過する場合、外債登記手続きも人民元転手続きのいずれも認めることはできない。

上述の企業について、国外担保に基づく国内借入手続き時に、国外担保が履行された場合、担保履行約定額は外債登記限度額以内としなければならない。

三、国内にある多国籍企業が資金集中運営を行い、海外関連企業の資金を吸収して国内で使用する場合は、外債管理の対象とする。

四、国内借入金に対する国外担保管理について

- (一) 国内借入に対する国外担保については、債務者による登記手続きから債権者による登記手続きに変更する。国内金融機構が外商投資企業へ人民元や外貨での貸付する際に、国外の機構あるいは個人から担保の提供を受けた場合（本通知発布時に期限未到来または借換えが必要な担保を含む。以下、「国外担保」と称する）、国内金融機構は毎月初 10 営業日以内に所在地の外管局に対して「国外担保による貸付および履行情況登記表（付表 2；略）」により報告しなければならない。被担保人は今後は個別手続きや債務登記手続きを行わない。
- (二) 国内借入に対する国外担保について外債管理すべき金額は、契約金額を改め担保履行額とする。
国外担保の履行発生した場合は、債務者は担保履行後 15 日以内に所在地外管局において外債登記手続きを行う。その外債登記金額は以下の原則に従い管理する。
企業の中長期外債累計発生額、短期外債残額、国外機構および個人の担保履行額（債務者の実際の対外負債残高により算出）の合計は“投資総額と登録資本金額の差額（以下、「投注差」と称す）を超えることはできない。
- (三) 本通知施行前に契約済みの国外担保付き借入れが、「国家外貨管理局 2005 年国内外資銀行短期外債指標確定に関する通知（匯発[2005]4 号）」および「国家外貨管理局 外貨担保付人民元借入れに関する問題の補充通知（匯発[2005]26 号）」で規定する当事者および担保範囲に符合する場合は、債務者は担保履行後に、所在地の外管局において外債登記手続きを行い、この履行額を債務者の“投注差”に不算入とすることができる。
- (四) 国家外貨管理局の批准を経していない場合は、国内中資企業が国内金融機構から借入れるに際して国外機構や個人からの担保提供を受けることはできない。

五、各外貨指定銀行は「国家外貨管理局 外商投資企業の資本項目の人民元転審査と外債登記管理手続きに関する通知(匯発[2004]42号)」の関連規定に従い、外商投資企業の資本金と外債資金の人民元転に対して厳格に審査手続きを行わなければならない。一回あたり20万US\$を超える人民元転の場合、銀行は企業の人民元転申請と書面での支払指示(外債資金の人民元転には外管局が発行する人民元転審査批准証が必要)に基づき、人民元転した資金を当該企業の人民元口座に暫定的に振込むことができる、併せて、2営業日以内に最終支払受取人に支払わなければならない。

六、各級外管局は管理職責を真摯に履行し、管内の外債の変化を随時分析し、現場または適切な場所での検査を強化するよう注意を払うべきである。国内企業が、本通知に基づかないで延払いの外債登記手続きをする場合は、元利払いについては、まず、外管局において補充登記手続きを行う必要がある。外管局は外債補充登記手続後に処罰を行う。銀行および企業が外債管理規定に違反する場合は「中華人民共和国外貨管理条例」および「外債管理暫定弁法」等の関連規定により処罰する。

七、本通知は2005年12月1日から施行する。以前の通知文中で本通知に符合しない部分がある場合は、本通知を優先する。

各分局、外貨管理部門が本通知受領後は、速やかに所管の中心支局および外資銀行へ通知すること。各中資外貨指定銀行は本通知受領後は、迅速に支店等へ伝達すること。

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。